

学校開放利用団体の方へ

学校開放使用料の免除について

豊田市役所 スポーツ振興課

- 1 使用料の免除対象は、以下のとおりです。
 - (1) 地区コミュニティ会議及び自治区が主催する場合（**会議以外の活動に限ります**）
 - (2) 市高齢者クラブ連合会加盟団体が主催する場合（**当該市高齢者クラブ連合会加盟団体に係る団体員が参加する利用に限ります**）
 - (3) 子ども会活動で利用する場合（**児童が参加する利用に限ります**）
 - (4) ジュニアクラブ※¹活動で利用する場合（**生徒が参加する利用に限ります**）
 - (5) P T A活動で利用する場合（**児童または生徒が参加する利用に限ります**）
 - (6) 豊田市スポーツ協会及びスポーツ少年団加盟チーム、豊田市文化振興財団、地域スポーツクラブ並びにスポーツ推進員協議会が主催する場合（**中学生以下を対象にした活動に限ります**）

※1 ジュニアクラブで申請する場合は、以下の書類が必要です。 ①会則（ア.会の名称と事務所 イ.会の目的 ウ.会員 エ.会の事業 オ.役員 カ.会議 キ.経費） ②帳簿（1）会員、育成会員等の名簿 （2）年間プログラム （3）予算書、決算書、現金出納簿
--

- 2 免除が適用されるのは、**体育館や武道場など屋内施設のみ**です。屋外の夜間照明の使用料については、免除規定はありません。
- 3 開放施設使用料免除申請書は団体の責任者が、必ず**利用日の2週間前まで**にスポーツ振興課に提出してください。**期限を過ぎた申請については、免除が適用されません。**

申請は**豊田市ホームページから、あいち電子申請・届出システムで行ってください**。インターネット環境がない場合はスポーツ振興課（持参、郵送又はファクス）へ書類を提出してください。

豊田市スポーツ少年団加盟チームが書類で提出する場合、豊田市スポーツ協会（スカイホール豊田内）に提出してください。電子申請の場合はスポーツ協会への提出は不要です。（スポーツ振興課からスポーツ協会へ転送します）

※スポーツ少年団加盟チームはスカイホールの工事が終了するまでは減免申請書をFAXまたは加盟チームの代表メールでスポーツ協会に提出してください。

※学校での受付は行いません。直接ご提出ください。

（注意）

- ・4月当初から学校開放を利用される場合の「開放施設使用料免除申請書」は、2月から受付けています。年度末は、免除証の交付に通常より時間がかかりますので、3週間前までの申請書提出にご協力をお願いします。

4 申請書は、漏れのないよう記入をお願いします。なお、年間を通して定期的
に開催されるものについては、「開放施設使用料**年間免除申請書**」の様式で申請
することができます。それ以外については、「開放施設使用料**一般免除申請書**」
の様式で申請することができます。

(注意)

- ・通常は運動場を利用している免除対象団体が、雨天時のみ体育館を利用する
場合も事前に使用料免除の手続きをしてください。

5 免除を適用する場合は、開放施設使用料免除証を団体の責任者に交付します。

6 使用料免除の利用をするときは、施設利用時に**管理員へ免除証を必ず提示し
てください。**提示がない場合は、免除されません。

(注意)

- ・免除証が交付されていない施設利用については、「学校開放使用料納付券」の
貼付をお願いします。